

議 第 5 号

無戸籍者問題の抜本的な解決を求める
意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
法 務 大 臣
あ て

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

親が出生の届出を行わないことにより戸籍に記載されない無戸籍者は、国民としての社会的基盤を欠き、就学、就職、結婚や旅券発券等の場面において社会生活上多大な不利益を被っている。無戸籍者が生まれる背景には、民法の嫡出推定制度に係る課題もあるとされ、この制度の見直しが求められている。

嫡出推定制度は、父子関係を早期に確定することで、子供の権利や利益を保護する合理的で必要な制度ではあるものの、母親側が、離婚後に生まれた子供の父親に元夫がなることを避けたり、DV被害等により住所や出産の事実を父親側に知られないようにするため等の理由から、出生届を提出しないことがあると言われている。

これまで政府は、地方自治体等の関係機関と連携し、無戸籍者に関する情報の集約や一人一人の状況に対応した戸籍取得手続きの案内等を行ってきたが、各方面からの提言等を受け、本年10月、無戸籍者問題の解決に向け「嫡出推定制度を中心とした親子法制の在り方に関する研究会」を立ち上げ、検討を開始したところであり、新たな対応が期待されている。

よって、本県議会は、国会及び政府において、今後無戸籍者を生じることのない制度を構築するとともに、現在無戸籍となっている者が一刻も早く戸籍を取得できるよう、法改正を含む抜本的な解決策を講ずることを強く要請する。